

# 名勝庭園 無鄰菴 夜間ライトアップ庭園特別鑑賞プラン 利用規約

## 1. はじめに

夜間ライトアップ庭園特別鑑賞プランは、開場時間以外を活用して、照明機器でライトアップされた名勝庭園をゆっくりと御覧いただき、豊かな時間を過ごす機会を各日1組限定で提供するものです。

なお、利用については、通常の利用で制限しているような利用行為は同じく禁止とします。

## 2. 場所

庭園並びに母屋

## 3. 職員の立会いについて

管理者側より1名を待機させ、応対などのサービス、利用状況の監視を行います。

## 4. 料金

**基本料金：30万円**

\*3時間を超える場合は、1時間当たり3万円の追加料金を徴収します。

\*これ以外に、仕出し等の要望がある場合は、消耗品、人件費、会社経費などを加えたサービス料金を徴収します。

\*文化財の保全・活用に関連する地域的・社会的貢献が考えられる利用の場合は、別途料金を検討します。

**支払い方法：**当日、受付窓口にて現金支払い。もしくは後日振込み。

## 5. 利用時間

(1) 設営等に要する準備時間も含め開場時間以外のみの利用とします。

(2) 基本的に3時間以内としますが、企画内容によっては延長も許可します。ただし、近隣に配慮し最大で22時までとします。

(3) 開場時間中から準備を開始する場合は、別途施設使用料をお支払いいただき、母屋2階、茶室などを使用する場に限りませす。

(4) 基本的に夕方以降の利用を想定していますが、企画内容によっては早朝の利用も認めませす。

## 6. 受付

(1) 利用希望日の6か月前から受け付けませす。受付期限は利用希望日の1か月前までとませす。

(2) 申し出を受けてから、利用希望日の1か月前までに、企画書(目的・時間・人数・利用概要等)の提出を求め、内容に問題がないか確認したうえで許可ませす。

## 7. 利用を許可しないもの

次のような利用はお断りさせていただきます。

- (1) 政治的・宗教的活動
- (2) 過度に暴力的・性的な表現を含むもの
- (3) ドローン（小型無人機）を使つての撮影
- (4) 暴力団の活動に利用されると認める行為
- (5) その他、他の利用者に迷惑を及ぼす可能性のある行為、あるいは文化財保存に適さないと判断される行為
- (6) 安全の確保と庭園の保全のため、利用時間帯が夜間に及ぶ可能性があるが日没後の庭園散策は認めません。立ち入り禁止の時間については管理者の判断に従ってください。

## 8. 利用者に課す義務

- (1) 法令違反にあたる行為の禁止
- (2) 火気の利用の禁止
- (3) 使用権譲渡の禁止
- (4) 原状復帰の義務
- (5) その他、他の利用者に迷惑を及ぼす可能性のある行為、あるいは文化財保護にそぐわない行為等、管理者が不適と判断した場合、利用許可を取り消す場合があります。

無鄰菴管理事務所  
指定管理者：植彌加藤造園株式会社